

議 事 の 経 過 概 要

——— 主な質疑・意見等 ———

亀山補佐	それでは開会前でございますけれども、欠席委員のご報告をいたします。被保険者代表の田邊委員、医師代表の歌川委員、金子委員、被用者保険代表の岩野委員さんの方から欠席の報告をいただいております。
湯浅課長	本日はご出席誠にありがとうございます。ご案内の時間となりましたけれども、開会に先立ちまして皆様にご報告申し上げます。2点ございます。1点目は委員の交代についてでございます。このたび公益代表委員の今井博委員の辞任に伴いまして、議会から佐藤渉委員の推薦をいただいたところでございます。12月22日から公益代表委員となつていただきました。よろしくお願ひいたします。自己紹介をお願ひいたします。
佐藤委員	ただいまご紹介に預かりました佐藤渉と申します。皆様よろしくお願ひいたします。
湯浅課長	ありがとうございます。2点目でございます。資料の確認であります。事前に送付致しました本日の議案書、それと参考資料及び机の上に今日配布致しました国民健康保険制度改革について、以上3点でございますけれども確認の方お願ひ致します。もしない方がございましたら、お手数ですがけれども手を挙げていただきたいと思ひます。事務局の方で配らせていただきます。よろしいでしょうか。それでは会議の進行につきましては協議会規則の定めによりまして会長からお願ひをいたします。
羽下会長	皆さんお疲れ様です。それでは一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。新潟県もご存じのようにインフルエンザ警報が出されておりました、当五泉市もですね明日明後日で北中と大蒲原小学校の一年生が学年閉鎖ということで、昨日までも結構ありまして、なんか流行ってないなあと思ってたんですけど、ようやく、なんていう言葉が失礼ですけどインフルエンザ本当に今流行ってますんで皆さんもお気を付けていただきたいと思ひます。こういう流行がございまして当然医療費が関係してまいりますので市としても大変なんですけれども国保制度の在り方といたしましてもですね、市の厳しい財政状況の中、皆さんの忌憚のない意見をお願ひしたいと思っております。今日は本当にご苦労様ですがよろしくお願ひいたします。 それでは市長からお願ひします。
伊藤市長	ごめんください。皆様におかれましては大変ご多用の中ご出席を賜りましてありがとうございます。また国民健康保険協議会の委員のみならずですね、それぞれの立場で福祉行政、また行政全般におかれましてご指導賜りますこと、心から厚く御礼申し上げます。今ほど会長さんからお話しありましたようにインフルエンザが流行っておりますして学級、学年閉鎖が16クラス、あるんじゃないかなと、そのように報告受けたところであります。まあ、こども医療保険があるからご家庭の心配はないと、こども医

療費ということですのでね充実した体制をとっているわけでありましてけれども、しかしながらやはりこの医療費の増額というのはやはり即数字に表れてきますもんですから、健康づくりにつきましては五泉市の医師会並びに保健指導等ですね、いろいろ指導いただいておりますところでございますが、この協議会でもたびたび問題になります受診率の向上、健康診査の向上に向けまして、さらに啓発活動に努めていきたいと考えております。またこの冬は雪が大変降りまして、正月明けは穏やかに明けてですね、建設屋さんの除雪機の対応が心配したところでございますが、半ばになりまして大雪になりまして、予算が底をついて即専決を組まさせていただきます万全の態勢を取ったところでございます。五泉地区におきましては1月14日が最高積雪で80センチ、村松消防で100センチ、1メートルを記録したところでございます。あまり1メートルっていうのは今までなかったんでありますけれども、この2、3日の大雪ということで市民生活の影響は少なくなかったということであります。国民健康保険を取り巻く状況であります。皆様ご承知のように国の方では消費税の10%への増税が再延期となりまして、平成30年度から国保の都道府県単位化のため、平成29年度の国の財政支援は、財政安定化基金に当初2,000億円を積み立てる予定でしたが1,700億円に減額されたところでありまして。なお不足する300億円につきましては平成32年度末までに積み増しをすることになっております。一方保険者が抱える問題といたしましては、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いこと、また財政基盤が弱く所得水準の低さや保険税の収納率が低いことなどがあり、全国的に見ますと実質赤字が拡大し、繰り上げ充用や一般会計からの法定外繰入が行われてる状況があります。本日の議題は、五泉市国民健康保険条例の一部改正についてのご報告と平成28年度の補正予算(案)、平成29年度予算(案)の3件を予定しております。詳細につきましては後程担当から説明させますが、引き続き財政運営は厳しいものとなると予想されます。今後も皆様方のご理解とご協力を賜りながら国民健康保険制度の円滑な運営に努めて参りたいと考えておりますので、この制度が適切に、そしてまた加入者の方にとりましてよりよい制度となりますようご審議いただくようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

羽下会長

はい、ありがとうございました。

それでは只今の出席委員は13名で過半数に達しておりますので、これより平成28年度第3回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。次に協議会規則第4条の規定により会議の公開について委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議を公開することにご異議ございませんか。はい、ご異議ありませんので本日の会議を公開といたします。本日の傍聴者はおられますか。

はい、湯浅課長。

湯浅課長

今のところ誰もいらっしゃいません。

羽下会長

はい。ないようでありますので。本当はここで挨拶があったんです。申し訳ない。

次に会議録署名委員の指名であります。協議会規則第9条第2項の規定により会議録署名委員に阿部猛委員を指名いたします。では議事に入ります。日程第1、報告第1号国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といた

	します。市長の説明を求めます。
伊藤市長	議長。
羽下会長	はい、市長。
伊藤市長	只今上程になりました報告第1号、五泉市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。これは地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、昨年12月の五泉市議会定例会に上程し議決をいただいたものであります。改正点は第17条第2項で定める減免申請期間を、納期限に延長するものであります。附則第13項は市民税で分離課税される特例適用利子等の額を、附則第14項は特例適用配当等の額を、それぞれ国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。以上、国民健康保険税条例の一部改正について申し上げましたが細部については課長に説明させますのでよろしくお願いいたします。以上であります。
湯浅課長	会長。
羽下会長	はい、湯浅課長。
湯浅課長	それでは報告第1号について説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。今ほど市長から説明がありましたように国の地方税法等及び所得税法等の改正に伴いまして国民健康保険税条例の一部改正の報告であります。改正の内容であります第17条第2項は減免申請期間を、今まで納期限前7日から納期限に、7日間延長するものであります。附則第13項は市民税で分離課税される特例適用利子等の額を、従来どおり国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。また附則第14項につきましても、市民税で分離課税される特例適用配当等の額を従来どおり国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。なお条例の改正部分につきましては新旧対照表を別冊の参考資料の1ページから3ページに記載しております。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。
羽下会長	それでは質疑にはいります。只今の説明に対してご質疑ありませんか。ないですね。はい、ないようでありますので報告第1号に対する質疑を終了いたします。次に日程第2、議第1号、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。市長の説明を求めます。
伊藤市長	はい、議長。
羽下会長	はい、市長。
伊藤市長	只今上程に上がりました議第1号平成28年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（案）についてご説明申し上げます。まず当初予算では歳入歳出総額66億1,712万4,000円でスタートいたしました。次に6月補正から12月補正までで2,413万6,000円の補正をお願いしてきたと

	<p>ころであります。2月補正は現在編成中ではありますがそれぞれの事業の精査を行い、5,136万3,000円の追加を見込んでおります。その結果、歳入歳出予算総額は66億9,262万3,000円となる見込みであります。以上、平成28年度補正予算(案)の概要を申し上げましたが、細部につきましては課長に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。</p>
湯浅課長	議長。
羽下会長	はい、湯浅課長。
湯浅課長	<p>それでは議案書の2ページをお開きください。2ページが歳入、3ページが歳出の状況となっております。2ページの表の中ほどから当初予算額、6月補正、9月補正、12月補正、そして2月補正(案)となっております。28年度の当初は、今ほど市長が申し上げましたとおり66億1,712万4,000円でスタートいたしました。6月補正の欄を見ていただきたいと思えますけれども、歳入で、10款でございます。139万2,000円の減額は一般会計からの職員給与費等繰入金で、また12款諸収入1万1,000円の追加は老人保健拠出金で過年度分の精算によるものであります。3ページの歳出の方でございます。6月補正の欄でありますけれども、1款総務費で139万2,000円を減額いたしまして、12款予備費に1万1,000円を計上したものであります。また歳入の方戻っていただきまして9月補正の内容でございます。歳入の4款でございます。国庫支出金229万7,000円の追加は国民健康保険制度関係業務準備事業補助金であります。5款療養給付費等交付金2,277万7,000円の追加は27年度分の精算によるものであります。はぐっていただきまして3ページの9月補正の歳出の部分でございます。1款総務費229万7,000円の追加は国民健康保険システム改修委託料で、平成30年度からの国保財政運営の都道府県化に伴いまして、国保事務費納付金や標準保険料率の算定に必要な所得等のデータを県へ送るためのものでございます。6款介護納付金1,629万2,000円の減額は金額の確定によるもので、11款諸支出金5,105万3,000円の追加は国県負担金の確定による国、県への返還金等、精算に伴います一般会計への繰り出し金であります。12款予備費1,198万4,000円の減額は歳入歳出を差し引きしたものであります。12月補正は人事院勧告に伴うものであります。また前のページの歳入に戻りまして2月補正(案)でございます。歳入の1款でございます。国民健康保険税4,891万6,000円の追加は所得の増加によるもので、10款繰入金22万4,000円は保険基盤安定繰入金保険者支援分などの一般会計からの繰り入れ金を調整して追加するものであります。12款諸収入222万3,000円は一般被保険者返納金であります。3ページをお開きください。2月補正(案)の歳出でございますけれども1款総務費216万円の減額と、2款保険給付費2項の高額療養費で4,293万7,000円を追加し、12款予備費1,058万6,000円の追加は歳入歳出を差し引きするものであります。平成28年度の予算につきましては最終的に歳入歳出総額を66億9,262万3,000円といたしまして2月議会に提案をいたしましてご審議いただきたいと考えております。以上であります。</p>
羽下会長	それでは質疑に入ります。只今の説明に対してご質疑ありませんか。

	はい渡辺委員。
渡辺委員	はい。歳入の部で所得の増で4,800万ですか、私の家計的な考え方でいくと良かったなっていうか、皆さんよく納めてくれなしたなと思ったんですけど、すぐ歳出で高額医療で4,200万、予算に対してだから、予算は予算なんだから何とも言えないんですけども、この高額医療が非常に全体に占める増額がいっぱいだったのがでてるんですが、これは何に対して使われているんですか。
羽下会長	何に対してこれだけ高額医療費が使われているか。 はい湯浅課長。
湯浅課長	今日事前にお配りいたしました参考資料を見ていただきたいところがございます。6ページをお開きください。後ろから2つ3つ目です。高額療養費一般分と退職分ということで、一般分がほとんどでございます。24年度から伸び率として前後2%ほどの推移をしてきたところがございますけれども、28年度、今年度につきましては1月までの10か月間で平均で10%増という風になっておるところでございます。どうしても、先ほどもがん検診、特定健診等々で、早めにかかれば、当然早い段階で早期治療にかかれば金額が少なくて済むという傾向があるところでもあります。どうしても五泉の特定健診の受診率については下位に低迷してるところでなかなかそこが結びついてないところも一部あるかと思っておりますけれども。
羽下会長	亀山課長補佐。
亀山補佐	はい。先程課長の方から高額療養費の説明がありましたけども、この11月までの状況を見ますと月100万円を超えてる医療費ですね、それが今年度11月までなんですけども計で303件ありました。昨年度は282件でございます。21件の増額でありますし、金額的にいいますと約4,000万ほど医療費が増えておる状況であります。 多いのが脳疾患、心臓疾患、脊髄の手術とかしますと200万ほどかかっているのが見受けられますし、あと新薬のC型肝炎の治療薬でしょうか、あと肺がんの治療薬ですけども月に230万から240万ほどかかっております。治療されてる方が実際におられるっていうのが現状であります。
羽下会長	いいですね。他にございませんか。
渡辺委員	あのちなみに、一番医療費のかかる病気っていうのは何なんでしょうか。
羽下会長	はい、亀山課長補佐。
亀山補佐	今年度一番医療費かかっている部分なんですけどもひと月780万円かかっております。病名が悪性リンパ腫です。
羽下会長	他にございませんか。ないようでありますので議第一号に対する質疑を終了いたします。お諮りいたします。議題について原案の通り答申することにご異議ございませんか。はい、異議がございませんので原案のとおり答申することに決定いたしました。

	<p>次に、日程第3、議第2号平成29年度国民健康保険特別会計予算（案）についてを議題といたします。市長の説明を求めます。はい市長。</p>
伊藤市長	<p>はい。只今上程にあがりました議第2号平成29年度五泉市国民健康保険特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算総額6億4,484万1,000円とするものであります。歳入の主なものにつきましては、1款国民健康保険税10億4,364万5,000円、4款国庫支出金12億8,884万4,000円、5款療養給付費等交付金1億4,799万円であり、6款前期高齢者交付金17億2,762万4,000円、7款県支出金2億9,804万6,000円、8款共同事業交付金14億463万円、10款繰入金は5億4,714万1,000円であります。歳出の主なものは2款保険給付費40億2,981万4,000円、3款後期高齢者支援金等6億4,366万2,000円、6款介護給付金2億3,598万1,000円、7款共同事業拠出金13億9,970万6,000円、8款保健事業費6,517万7,000円であります。歳入の中では保険税につきまして平成28年度に引き続き平成29年度は税率を据え置くとするものであります。また国保財政緊急支援繰入金として1億1,205万1,000円を平成29年度の一般会計から繰り入れるものであります。歳出では特定健診の受診率向上の為、未受診者を対象に家庭訪問による受診勧奨を行う事業や、医療費の抑制に有効とされる後発医薬品ジェネリックの利用促進のためジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知を引き続き実施いたします。また新規に生活習慣病の重症化予防対象者に対する保健指導を行ってまいります。以上平成29年度予算（案）の概要を申し上げましたが、細部につきましては課長に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。</p>
湯浅課長	議長
羽下会長	はい湯浅課長。
湯浅課長	<p>それでは説明させていただきます。議案書の4ページが歳入、5ページが歳出となっております。歳入から申し上げます。1款国民健康保険税10億4,364万5,000円で前年度当初比較では1,244万7,000円の減と見込んでおります。収納率等の関係につきましては一般被保険者分、退職被保険者等分、あるいは現年度分や滞納繰越分でそれぞれ異なった数字となっておりますけれども、これは実績等により算出したものでございます。前年度当初では被保険者数を1万2,398人と28年度見込んでおったところでございますけれども、年々減少していることから平成29年度当初では説明欄にありますように、4ページでございますけれども1万1,851人を見込んでおまして、平成29年度の税率は据え置きでありますので税額は前年度より減少する見込みとなったものでございます。参考資料の7ページを見ていただきたいと思います。一番最後のページになります。28年度の収納率の状況でございますけれども、一番上の表が国民健康保険税であります。12月31日現在ということで、収納率につきまして、上の表の欄の下から3つ目が現年度課税分ということで12月末で70.30%、その下の滞納繰越分で13.03%という状況で、昨年度をどちらも上回ってる状況でございます。また議案書の方に戻っていただきたいと思います。4ページの歳入の2款でございます。分担金及び負担金180万7,000円ありますが、特定健診で本人負担額1人当たり1,300円を負担いただく人数</p>

を1,390人分と見込んでいるものであります。3款使用料及び手数料は督促手数料として70万円を見込んでおります。4款国庫支出金では12億8,884万4,000円、5款療養給付費等交付金は1億4,799万円と、対前年度比較で31%ほどの減少となっているところでございます。それから6款前期高齢者交付金、これは65歳から74歳までの前期高齢者の加入率によります交付金でありますけれども、17億2,762万4,000円で、7款県支出金で2億9,804万6,000円、8款共同事業交付金が14億463万円、9款財産収入では現在保有する基金の積み立て金利子として1,000円、10款繰入金では一般会計を通じて繰り入れる保険基盤安定繰入金や職員給与費分、それから国保財政緊急支援繰入金の合計で5億4,714万1,000円と見込んだものであります。11款繰越金は1,000円、12款諸収入は1,441万2,000円と見込んだところでございます。次に5ページ、歳出でございます。1款総務費8,039万6,000円は国保を運営するための経費であります。2款保険給付費でございますけれども40億2,981万4,000円と対前年度比較では若干増加を見込んでおるところでございます。相対的に被保険者数は減少しておるところでございますけれども、1人当たり医療費では増加傾向が強くなっておるところでございます。また一般被保険者の高額療養費が28年度増えている傾向がございますので、29年度についても増えるの見込んだところでございます。なお別冊の参考資料の4ページをご覧ください。療養給付費の推移で一般分と退職分合わせたものでございます。右側の28年度の11月実績分、平均で101.7%、医療費全体としてもこの間若干ずつ減ってきてるところだったんですけれども、28年度は今のところ前年を101.7%超えているところでございます。また5ページでございます。1人当たりの療養給付費、これにつきましては106.0%でありまして今年度も依然として、28年度も1人当たり療養給付費が上昇傾向にある状況となっております。議案書に戻っていただきまして、3款の後期高齢者支援金等でございます。29年度当初予算としまして6億4,366万2,000円、これは後期高齢者医療制度を支援するため各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付するものであります。4款前期高齢者納付金等は82万5,000円、5款老人保健拠出金は2万5,000円、6款介護納付金2億3,598万1,000円は、40歳から64歳までの国保加入者に対する介護保険料相当額を納付するものであります。7款共同事業拠出金13億9,970万6,000円は高額な医療費となった場合の負担を県単位で調整するもので、国保連合会に拠出するものであります。8款保健事業6,517万7,000円は特定健診や健康づくり事業の実施などの経費であります。特定健康診査等事業費では集団健診や個別健診の委託料、国保保健指導事業では特定健診未受診者の家庭訪問に加え、29年度から生活習慣病の重症化予防のための保健指導を行ってまいりますし、保健衛生普及事業では医療費通知、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知の経費、また健康づくり事業では人間ドック・脳ドック費用の助成が主なものでございます。9款基金積立金に1,000円、10款公債費に1,000円、11款諸支出金に425万3,000円、12款予備費に1,500万円を計上して、総額では64億7,484万1,000円、前年度当初比較で1億4,228万3,000円、率で2.15%の減となったところでございます。これにつきましても2月議会に提案しご審議いただくものであります。以上であります。

羽下会長

はい、それでは質疑に入ります。只今の説明に対しご質疑ありませんか。

森委員	ジェネリック医薬品の普及率っていうか、それがどの位なのか、年々ジェネリックに変えてる人が増えているのか、その辺をお聞きしたいのと、参考資料で4ページの1人当たり医療費給付金の、だいぶ今年度、特に3月とか9月10月11月、この辺が1人大分かかっているなと思うんですけども、どんな疾患でこの医療費がかかっているのか、その辺をお聞きしたいと思います
羽下会長	はい亀山課長補佐。
亀山補佐	3月、4月、8月、9月、11月と前年より大分多くかかっているんですけども、先ほども言いましたとおりに全体の医療費がかかっているということで、ちなみに3月を見ますと100万以上かかっているレセプトが37件ございました。前年度につきましては19件と、大分3月に関しては多うございました。またそれぞれの月についても100万以上という高額な医療費が増えているということで前年度より多くなっているという状況であります。
羽下会長	ジェネリックの割合は？ はい、湯浅課長。
湯浅課長	ジェネリックにつきましては、今お手元に資料がなくて申し訳ございませんですけども、大体6割位だったという風に記憶しておりますけれども。
森委員	あのジェネリック勧めてからみると6割位まで進んでるということで非常にいい傾向だなと思うんですけども、通知でこういう、ジェネリックのこういう薬がありますよという通知も必ず各家庭にいつてると思うんですよ。でもお薬もらう時に本人はジェネリックがあるっていうのも分からないと思うんですよ。それはやっぱりお薬を、お医者さんにかかってもらう時に薬局の方で、まずこのジェネリックがありますよって事を口頭で勧めていただくような形にならないと、ジェネリックっていうのは増えていかないのかなと思うんですけども、その辺の方を各皆さん、お医者様の先生お願いしたいと思います。薬局の方とかも。そんな感じをお願いしたいと思います。
羽下会長	回答いらないですか。要望で？
森委員	出来ればそういう風に、窓口で勧められるのかなっていう。
羽下会長	分かりました。そういうことが出来るかどうか。薬局とかお医者さんとか相談していただければという事ですね。他にございませんか。 はい高橋委員。
高橋委員	はい、先生方に聞きたいんですけどもジェネリックの医薬品、かなり今、五泉の方で使用されてるって事ですけどもこういう高額なお金のかかる病気なんかだとジェネリックとかの医薬品を使うというのは難しいんでしょうか。
堀内委員	6年経過しないとジェネリックっていう制度にもってけないんですね。だから今、非常に高額な抗がん剤、特に分子生物学的に1つを狙ったような素晴らしい抗がん剤なんかはまだまだ発売されたばかりですんで、その6年、つまりジェネリックをまだ作っていい段階にはなっていないんですね。だからそ

	<p>れがある程度普及してきて時間的な経過が出て、そしてジェネリックが出るようになると、おっしゃるとおりかなりの減額になってくると思うんです。制度自体は開発費もありますんで6年間は保護されてるんですね。</p>
羽下会長	<p>他にございますか。はい阿部委員。</p>
阿部委員	<p>まず歳入の保険料率はそのままで全然ダメだと。こういう事ですがそれに伴って今までその保険料率軽減のために一般会計から繰り入れをされてきたと思います。それでこの繰入金の中で法定外の繰り入れっていうのはどれ位の実績があるのか、金額がもしあればいくらなのかっていうことと、平成30年から、今度、標準保険料っていうのが県から示されるわけですが、今この税率でいって県から来年度示された標準税率と、今著しく前後しないために一般会計から繰り入れをお願いしながらある程度は保ってきたわけですがそれが、ここで想像ですけども、極端に上がったたり下がったりそうすると最後には繰入金の限度が出てくるとか、そういうのはあろうかと思しますので、今のところどういう調整といいますか、どういう風に考えておられるのかなということと、もう1点は特定健診の受診率の向上策で厚生省が平成29年実績から保険者の特定健診、保健指導の実施率を公表する方針だと、こういうことで国保の新聞にのっておりました。ちなみに五泉市はもし公表された場合、全国的なのは分からなければいいですが、全県的でもいいですけどもどの程度の順番になるのか、もし承知してあれば教えていただきたいということですか。</p>
羽下会長	<p>2点、いいですか。 はい湯浅課長。</p>
湯浅課長	<p>法定外繰入の関係でございます。29年度につきましては4ページに書いてございます繰入金の内数で3つ欄がありますけれども、3つ目の国保財政緊急支援ってことで予算的には29年度は1億1,205万1,000円、28年度につきましては1億2,657万円ということで、ちなみに27年度以前、24年度からでございますけれども、までの合計で1億5,613万2,000円が、27年度までで法定外繰入が一般会計からなされているところでございます。それと国保の広域化の関係で、平成30年度からの、県が財政主体となって標準税率を示されてそれを参考に、その他に市でやっている特定健診の事業ですとかまた葬祭費などの部分等々も含めて、その標準税率を基に積算するところでございますけれども、基本的には国等の支援も増えている部分もあります。標準税率については所得の水準ともう1つ大きなのが医療費の水準ということで、それで算定になるというのが2つ大きな要因になっているところでございます。どちらも、所得の水準については3か年平均ということで平均を下回っていること、また医療費についても大体真ん中くらいということであります。それで法定外繰入がどうなるかというご質問ですけども、それはなくなってくるものという風に考えております。</p>
羽下会長	<p>あと健診ですね。実施率公表された場合、五泉市は何番目くらい。 はい、亀山課長補佐。</p>
亀山補佐	<p>はい、特定健診の受診率でありますけども27年度につきましては39.7%、26年度と同じ数値になっております。それで県内で見ますと下から</p>

	4番目ということで、毎年下位の方に低迷している状況であります。
羽下会長	何位なの結局。下から4番目って。
亀山補佐	はい、27番目であります。
羽下会長	よろしいですか。はい阿部委員。
阿部委員	先程の質問ですが法定外の繰入金がなくなると。そういうのであってなおかつ保険料率についてはさほど変動はないと、こういう風にいつているわけですね。
羽下会長	はい湯浅課長。
湯浅課長	初年度でありますのでちょっと見込みがどういう風になるのか、当然今よりも上がるということはないという風に考えております。
羽下会長	他にございますか。はい、ないようでありますので議第2号に対する質疑を終了いたします。お諮りをいたします。議題について原案のとおり答申することにご異議ございませんか。はい、ご異議がありませんので原案の通り答申することに決定をいたしました。なお、只今の各委員からのご意見ご提言に対して、今後の国保運営に反映し安定した運営に努力されるよう協議会として要望いたします。その他ございますか。はい亀山課長補佐。
亀山補佐	その他でありますけれども本日お配りいたしました配布資料であります、国民健康保険制度の改革について若干ご説明したいと思います。それでは1ページをご覧くださいと思います。ここには新たに予定されている国保制度の仕組みの概要を載せていただいております。左側でありますけれども、現行のイメージで右側が改革後のイメージになっております。現行制度では市町村がそれぞれ個別に国保を運営しておりますが、改革後は国の財政支援の拡充を受けた中で、都道府県が財政運営の責任を担うなどの中心的な役割を担う形になっております。改革後の丸で囲んであるところを見ていただきたいのですが、県から市町村の方に矢印が伸びています。給付に必要な費用は全額県の方から市に支払われます。その反対に市町村から県に矢印が伸びておりますけれども、県が市町村ごとに決定した納付金を納めるという矢印になっております。納付金につきましては、県が市町村の医療費水準それから所得水準を考慮して決定することとなっております。その給付を確保するための市町村ごとの標準保険料率というものを、同時に定めることになっております。市町村は県が示した標準保険料率を参考に、保健事業費などの一部を含めた保険料率を決定して住民の方に対して保険料（税）の賦課を行い、徴収した保険料（税）を先程申し上げました納付金として県に収める仕組みになっております。その他、都道府県の役割につきましては、県全体での国保の運営方針を定めて、市町村が行う事務の標準化や効率化、広域化を推進する役割を担うことになっております。市町村につきましては今までと同じような形になるのですが、地域住民との身近な関係の中で引き続き資格の管理やそれから保険料率の決定、賦課、徴収、保険給付、そして保健事業など地域における細やかな事業を担うことになっております。次に2ページをご覧くださいと思います。納付金と標準保険料率、市町村保険料の決定フ

ローであります。まず左側でありますけれども、国から29年10月下旬に納付金、標準保険料率の算定に必要な29年度仮係数が都道府県に提示されます。都道府県は30年度の推計を実施し、国保運営方針及び条例改正を行うこととなります。さらに12月末に確定係数が提示され、都道府県は納付金、標準保険料率を確定し市町村に通知を行います。市町村は通知を受けて保険料率を国保運営協議会で議論していただき、3月議会、五泉の場合は2月議会において条例改正、30年度の予算を審議、決定という流れになっております。次に3ページをお開きください。標準保険料率の算定方式についてであります。現在、県と市町村において財政関係検討部会を設け、算定方式などについて検討を行ってまいりました。その検討結果であります。最初に(1)の方向性であります。算定に用いる要素であります、所得、被保険者数、世帯数、いわゆる所得割、均等割、平等割を用いて算定することになります。標準保険料率の算定方式については、医療分については3方式、後期分については2方式、介護分についても2方式での算定となります。また納付金の配分方法についても同様となっております。なお現行保険料の算定方式は、医療が3方式、後期が3方式、介護が2方式となっております。(2)の考え方でありますけれども標準保険料率の算定方式、なぜ3方式になるのかといいますと、1つ目が平等割が人数世帯の緩和措置であること、もう1つ目が現行で2方式を採用している市町村がないこと、となっております。後期分につきましては後期高齢者支援金が被保険者ごとに賦課されているものであること、介護分につきましては介護納付金が被保険者のもとに賦課されるものであることと、もう1つ目が現行ではすべての市町村が2方式であるということでありまして、納付金の配分方式も標準保険料率の算定方式と同じ考えであります。以上の標準保険料率の算定方式及び納付金の配分方式の検討結果に基づき、現在県で試算を行っている状況であります。簡単ですが以上であります。

羽下会長

只今の説明に対しご質疑ありませんか。
委員の皆様なにかございますか。はい、ありませんので以上で本日の協議会を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

◎付帯議決等・・・・なし

午後 2 時 30 分 閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署 名)

会 長

署名委員